



2019年12月23日

各 位

会 社 名 日産自動車株式会社
代表者名 代表執行役 内田 誠
(コード番号 7201 東証第1部)
問合せ先 IR部 常務執行役員 辰巳 剛
(TEL 045-523-5523)

課徴金に係る審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

2019年12月10日付「証券取引等監視委員会による課徴金命令の勧告について」でお知らせいたしましたとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する24億2,489万5,000円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われておりますが、その後、金融庁長官から、審判手続開始決定通知書を受領いたしました。

これにつき、当社は、課徴金に係る事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を本日提出いたしましたのでお知らせいたします。今後、当社は金融庁から発出される課徴金納付命令に従い、当該課徴金を納付いたします。当社は、この度の課徴金納付命令の勧告を真摯に受け止め、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。引き続き、当社としては、更なるガバナンスの強化に努め、企業情報の適切な開示を含め、コンプライアンスを遵守した経営に努めてまいります。

以上